

## 第2 網改造料

### 1 適用

区 分	内 容
(1) 網改造料の適用対象	網改造料は、1-1（網改造料の対象となる機能）に掲げる機能に適用します。
(2) 網改造料の按分	<p>ア 網改造料の対象となる機能を当社又は複数の協定事業者が使用することとなった場合には、2（料金額）に規定する料金額をその使用する電気通信事業者の合計数、使用する回線数比又は利用頻度の比率等、当社が指定する方法で按分した額をそれぞれの協定事業者に適用します。</p> <p>ただし、利用者料金が役務区間単位料金の場合、2（料金額）に定める料金額について協定事業者の負担額を協議により決定することとします。</p> <p>イ 当社は、端末系事業者と接続する場合であって、互いに発信の通信に係る利用者料金の額を設定するときは、当社及びその端末系事業者が共用する端末系事業者の交換機から相互接続点までの間の伝送路設備に関し端末系事業者が設置又は改修する費用についてもアに規定する按分の対象とします。この場合において、その端末系事業者は、当社と共用する当社の交換機から相互接続点までの間の伝送路設備に関し当社が設置又は改修する費用について、当社と同様に按分して負担するものとします。</p>
(3) 削除	
(4) リンク未確立状態を考慮しない回線接続等工事費を適用する機能の適用	リンク未確立状態を考慮しない回線接続等工事費を適用する機能の提供を受ける協定事業者は、第68条（手続費の支払義務）第2項に規定するリンク未確立状態の発生を記した書面を当社に提出しないものとします。
(5) IP通信網との接続に係る機能（IPoE接続に係るものを除く）の適用の特例	<p>ア 1-1（網改造料の対象となる機能）第5351欄ア欄については、協定事業者が現に利用しているIP通信網終端装置（同ウ欄に定めるものを除きます。）及び第23条（接続用設備の設置又は改修の申込み）第1項に基づく申込みを現に行っているIP通信網終端装置（同ウ欄に定めるものを除きます。）の台数の合計が、当社が別に定める台数以下の場合には(ア)欄を、それ以外の場合には(イ)欄をそれぞれ適用します。</p> <p>イ 削除</p>
(6) 光回線設備に係る拠点間通信機能の適用	光回線設備に係る拠点間通信機能の料金については、第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）に規定する光信号端末回線（光局外スプリッタを含まないもの）に限ります。以下、この欄及び1-1（網改造料の対象となる機能）第6968欄において同じとします。）又は光信号端末回線及び光信号中継回線に係る料金と組み合わせて適用します。

<p>(7) 特定光信号端末回線 伝送機能の適用</p>	<p>特定光信号端末回線伝送機能に係る料金額の算定に関して、第1表（接続料金）第2（網改造料）2（料金額）2-1（算出式）における設備管理運営費エ(I)の規定における工事費（物品費+取付費）については、当該機能の提供のために必要となる物品費、人件費等の費用をもとに算定される実費とします。</p> <p>また、協定事業者が特定光信号端末回線伝送機能を利用するときであって、当社の既に設置されている管路又は電柱を利用する場合は、以下に規定する料金の支払いを要します。</p> <p>ア 管路に係る負担額 第3表（預かり保守等契約等に基づく負担額）第2（とう道又は管路に係る負担額）2（とう道又は管路に係る料金額）2-2（管路に係る料金額）の料金額を準用することとします。この場合において、第3表第2の規定中「預かり保守等契約又はコロケーション・スペース利用契約」とあるのは「特定光信号端末回線伝送機能の利用」と読み替えるものとします。</p> <p>イ 電柱に係る負担額 第3表（預かり保守等契約等に基づく負担額）第3（電柱に係る負担額）の負担額を準用した年額料金の12分の1とします。</p>
<p>(8) 特別光信号中継伝送 機能に係る付加機能の適用</p>	<p>特別光信号中継伝送機能に係る付加機能は、第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）2-1-1-1第6欄に規定する機能、2-5-3-2に規定する機能及び第2（網改造料）1-1（網改造料の対象となる機能）第6463欄に規定する機能と組み合わせて提供します。</p>
<p>(9) 光回線再利用に係る 機能の適用</p>	<p>光信号分岐端末回線の接続の終了と同時に当社の光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるもの（以下「光コラボ回線」といいます。）の利用を開始する場合又は光コラボ回線の利用の終了と同時に光信号分岐端末回線の接続を開始する場合における光信号分岐端末回線に係る光信号引込等設備を用いた再利用（以下「光回線再利用」といいます。）に係る機能について、次に掲げる方法により適用します。</p> <p>ア 光回線再利用に係る機能の利用を要望する協定事業者は、次の各号に規定する期限までに、第21条（接続申込み）に規定する接続申込みを行うことを要します。</p> <p>(1) 1月以降の利用開始の場合、前年の9月まで (2) 4月以降の利用開始の場合、前年の12月まで (3) 7月以降の利用開始の場合、同年の3月まで (4) 10月以降の利用開始の場合、同年の6月まで</p> <p>イ 光回線再利用に係る機能の利用中止を要望する協定事業者は、次の各号に規定する期間以内に、第36条の2（協定事業者の申込みによる個別管理対象設備の利用中止等）第1項に規定する申込みを行うことを要します。</p> <p>(1) 3月の利用中止の場合、前年の12月まで (2) 6月の利用中止の場合、同年の3月まで (3) 9月の利用中止の場合、同年の6月まで (4) 12月の利用中止の場合、同年の9月まで</p>

1-1 網改造料の対象となる機能

	区 分	備 考
<p>(1) 加入者交換機接続用伝送路設備利用機能</p>	<p>_____</p>	<p>第49欄第47欄に規定する機能を適用します。</p>

(2) 信号用中継交換機接続用伝送路設備利用機能	_____	第49欄第47欄に規定する機能を適用します。
(3)～(24) 削除	_____	_____
(25) 自動クレジット通話に係る機能	当社から発信し、協定事業者の契約約款等に定めるクレジット通話サービス等を行うために当社の電気通信設備に付加する機能	国際系事業者又は特定中継事業者に適用します。
(26) 削除	_____	_____
(27) 中継交換機接続用伝送路設備利用機能	_____	第49欄第47欄に規定する機能を適用します。
(28)～(33) 削除	_____	_____
(34) 専用回線ノード装置接続用伝送路設備利用機能	_____	第49欄第47欄に規定する機能を適用します。
(35)～(48)(46) 削除	_____	_____
(49)(47) 伝送路設備利用機能	協定事業者の相互接続点と他の協定事業者との相互接続点相互間に設置する伝送路設備のみを占有して利用する機能又は加入者交換機若しくは加入者交換機の伝送装置、第5欄又若しくは信号用中継交換機の伝送装置で接続する場合において、加入者交換機、信号用中継交換機、専用回線ノード装置若しくは中継伝送路設備と相互接続点との間に設置する伝送路設備（伝送装置を含みます。）を利用する機能	_____
(50)(48)～(52)(50) 削除	_____	_____
(53)(51) IP通信網との接続に係る機能（IPoE接続に係るものを除く）	ア IP通信網終端装置（ウ欄に定めるものを除きます。）に協定事業者とのPPPoE接続のためのインタフェース相当を付与する機能（符号伝送が可能な速度は10Gbit/sまでとします。）	(7) 協定事業者に係るIP通信網終端装置（ウ欄に定めるものを除きます。）の台数の合計が当社が別に定める台数以下の場合
	イ 削除	(イ) (7)以外の場合
	ウ IP通信網終端装置（増設基準を設けないものに限ります。）においてPPPoE接続を行うための機能（符号伝送が可能な速度は10Gbit/sまでとします。）	
(54)(52) 削除	_____	_____

(55) 付加サービス番号を使用するサービスに係る番号情報収容機能	番号規則別表第2号、第6号、第7号、第10号（付加的なサービスを提供するために使用する場合があります。）及び第11号に規定する電気通信番号（以下「付加サービス番号」といいます。）を使用する協定事業者のサービスの契約者に係る契約者回線番号等を当社の番号案内データベースに収容して番号案内の用に供する機能	_____
(53) 削除	_____	_____
(56) (54) 緊急通報用電話接続機能	緊急通報用電話への接続において、緊急通報呼を識別して接続するための機能	_____
(57) (55) ～ (59) (57) 削除	_____	_____
(58) 番号情報データベース登録に係る総桁数相違番号収容機能	当社の番号情報データベースへの登録に係る契約者回線番号等について、その一部（番号規則別表第1号から第8号、第10号及び第11号に規定する電気通信番号のうち最初のハイフンより前に位置する部分をいいます。）及びハイフン位置の組み合わせが同一であって総桁数が異なるものを番号情報データベースに収容する機能	_____
(60) (59) LAN型通信網との接続に係るインタフェース機能	LAN型通信網間接続装置に協定事業者との接続のためのインタフェースを付与する機能	_____
(61) (60) 付加サービス番号使用サービス接続機能	音声利用IP通信網サービスの利用者から発信して、協定事業者が提供する付加サービス番号を使用するサービスに接続する機能	_____
(62) (61) IP通信網とのIPoE接続に係る機能	IPoE接続を行うための機能（料金表第1表第1（網使用料）2-4中継系交換機能のうち関門系ルータ交換機能に係るもの（IPoE方式で接続する場合に限ります。）を除きます。）	_____
(63) (62) 削除	_____	_____
(64) (63) 波長分割多重装置との接続に係るインタフェース機能	分波光変換装置に協定事業者との接続のためのインタフェースを付与する機能	_____
(65) (64) 削除	_____	_____
(66) (65) リンク未確立状態を考慮しない回線接続等工事費を適用する機能	音声帯域回線又はDSL回線との接続の申込みを行った協定事業者を判別し、契約者に対して、専用サービス契約約款に規定する回線接続等工事費（DSL等接続専用サービスに係るものとしします。）のうち、リンク未確立状態を考慮しないものを適用する機能	_____
(67) (66) 光信号端末回線の工事日仮予約に係る付加機能	接続申込者が光信号端末回線（この欄において光信号分岐端末回線に限ります。）の工事日仮予約をする場合等に利用する付加機能	_____
(68) (67) 優先クラスの利用に係る機能	優先クラス通信機能を利用した通信を行うにあたり、協定事業者の契約者ごとの申込受付及び一般収容局ルータへの回線情報の設定並びに送受信データ量の把握を行う機能	IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。

(69) (68) 光回線設備に係る拠点間通信機能	光信号端末回線又は光信号中継回線と接続する当社の装置において、イーサネットフレームその他のフレームを伝送する2拠点間の広帯域通信を実現するための機能	_____
(70) (69) 特定光信号端末回線伝送機能	特定光信号端末回線にて伝送を行う機能	_____
(71) (70) 特定発信者番号を用いた緊急通報用電話への接続機能	S I Pサーバにおいて、特定の発信者電話番号の呼を識別し、警察機関、海上保安機関又は消防機関が緊急通報を受理するために用いる電話回線への接続を可能とする機能	_____
(72) (71) 特別光信号中継伝送機能に係る付加機能	通信用建物以外に設置する分波光変換装置と接続する機能	_____
(73) (72) 光回線再利用に係る機能	ア 光回線再利用を行うための機能 イ 接続申込者が光回線再利用に用いる転用承諾番号の払出等をする場合に利用する付加機能	_____

## 2 料金額

網改造料は、接続料規則に基づき、次により算定します。

### 2-1 算出式

項目	内 容
年額料金	<p>合計</p> <p>年額料金は次の算出式により算定します。            年額料金 = (設備管理運営費 + 他人資本費用 + 自己資本費用 + 調整額 + 利益対応税) × (1 + 貸倒率)</p> <p>ア 貸倒率については、2-3 (年額料金の算定に係る比率) によります。            イ 第36条の2 (協定事業者の申込みによる個別管理対象設備の利用中止等) の規定に基づき、複数の協定事業者が現に利用している個別管理対象設備について、一部の協定事業者がその利用を中止する場合は、当該設備の法定耐用年数が経過するまでの間、上記の算出式により算定する年額料金から次の算出式により算定した料金額を減額します。            料金額 = 当該設備の利用を中止する協定事業者が負担する当該設備に係る網改造料の利用中止直近の月額料金 × 12</p>
設備管理運営費	<p>設備管理運営費は次の算出式により算定します。</p> $\boxed{\text{設備管理運営費}} = \boxed{\text{当該機能の対象設備 (以下「当該設備」といいます。) の取得固定資産価額}} \times \boxed{\text{類似機能の対象設備 (以下「類似設備」といいます。) の設備管理運営費比率}} + \frac{\boxed{\text{当該設備の取得固定資産価額 - 当該設備の残存価額}}}{\boxed{\text{法定耐用年数}}}$ <p>ア 上記の算出式にかかわらず、当該設備の取得固定資産価額が個別に把握できる場合であって、法定耐用年数経過後においても更改していないときは、次の算出式により算定します。</p> $\boxed{\text{設備管理運営費}} = \boxed{\text{当該設備の取得固定資産価額}} \times \boxed{\text{類似設備の設備管理運営費比率}}$ <p>イ 類似設備は当社が決定することとし、その設備管理運営費比率は2-3によります。            ウ 当該設備の正味固定資産価額は次の算出式により算定します。</p> $\boxed{\text{当該設備の正味固定資産価額}} = \boxed{\text{当該設備の取得固定資産価額}} - \frac{\boxed{\text{当該設備の取得固定資産価額 - 当該設備の残存価額}}}{2}$ <p>ただし、当該設備が法定耐用年数を経過している場合は、当該設備の正味固定資産価額は、当該設備の残存価額とします。</p> <p>エ 当該設備の取得固定資産価額は次の(ア)から(オ)の合計とします。</p> <p>(ア) 通信用建物に係る取得固定資産価額 = 建物建設費 + 諸掛費</p> <p>① 建物建設費は次の算出式により算定します。            建物建設費 = 当該建物に係る建設費用 × 当該設備の占有度</p> <p>② 諸掛費は次の算出式により算定します。            諸掛費 = 建物建設費 × 諸掛費比率</p> <p>③ 諸掛費比率については、2-2によります。</p>

	<p>(イ) 土地に係る取得固定資産価額 = 敷地買収費 + 諸掛費</p> <p>① 敷地買収費は、次の算出式により算定します。 敷地買収費 = 当該土地に係る購入費用 × 当該設備の占有度</p> <p>② 諸掛費は、次の算出式により算定します。 諸掛費 = 敷地買収費 × 諸掛費比率</p> <p>③ 諸掛費比率については、2-2によります。</p> <p>(ウ) 電力設備に係る取得固定資産価額 = 工事費（物品費+取付費）+ 諸掛費 + 共通割掛費</p> <p>① 物品費及び取付費は次の算出式により算定します。 物品費 = 当該設備に係る装置（受電設備、発電設備、電源設備、蓄電池設備等）の購入費用 × 当該設備の占有度 取付費 = 物品費 × 取付費比率</p> <p>② 諸掛費及び共通割掛費は、それぞれ次の算出式により算定します。 諸掛費 = 工事費（物品費+取付費）× 諸掛費比率 共通割掛費 = （工事費（物品費+取付費）+ 諸掛費）× 共通割掛費比率</p> <p>③ 取付費比率、諸掛費比率及び共通割掛費比率については、2-2によります。</p> <p>(エ) 上記以外の電気通信設備（ソフトウェアを除きます。以下、この欄において同じとします。）に係る取得固定資産価額=工事費（物品費+取付費）+諸掛費+共通割掛費</p> <p>① 物品費は次の算出式により算定します。 物品費 = 当該設備に係る購入費用 × 当該設備の占有度</p> <p>② 取付費、諸掛費及び共通割掛費は、上記(ウ)に規定する算出式により算定します。</p> <p>③ 取付費比率、諸掛費比率及び共通割掛費比率については、2-2によります。</p> <p>(オ) ソフトウェアに係る取得固定資産価額 = 開発費+取付費+共通割掛費</p> <p>① 開発費は、当社における当該機能の開発のために必要となる外注費、物品費及び人件費等の費用をもとに、当社が算定します。</p> <p>② 取付費は、取付けに要する平均的な稼働をもとに、当社が個別に算定します。</p> <p>③ 共通割掛費は、次の算出式により算定します。 共通割掛費 = （開発費 + 取付費）× 共通割掛費比率</p> <p>④ 共通割掛費比率については、2-2によります。</p>
<p>他人資本費用</p>	<p>他人資本費用は次の算出式により算定します。 他人資本費用 = 当該設備のレートベース × 他人資本比率 × 他人資本利子率</p> <p>ア 当該設備のレートベースは次の算出式により算定します。 当該設備のレートベース = 当該設備の正味固定資産価額 × （1 + 繰延資産比率 + 投資等比率 + 貯蔵品比率） + 当該設備の運転資本</p> <p>イ 当該設備の運転資本は次の算出式により算定します。 当該設備の運転資本 = 当該設備の取得固定資産価額 × 類似設備の設備管理運営費比率（減価償却費、租税公課及び除却損を除いたものとします。） × 料金回収期間 / 365</p> <p>ウ 他人資本比率、他人資本利子率、繰延資産比率、投資等比率及び貯蔵品比率については、2-3によります。</p>

自己資本費用	<p>自己資本費用は次の算出式により算定します。</p> $\text{自己資本費用} = \text{当該設備のレートベース} \times \text{自己資本比率} \times \text{自己資本利益率}$ <p>ア 当該設備のレートベースについては、他人資本費用に係る欄の算出式によります。 イ 自己資本比率及び自己資本利益率については、2-3によります。</p>					
調整額	<p>調整額は次の算出式により算定します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">調整額</td> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">=</td> <td style="width: 60%; text-align: center; vertical-align: middle;">         当該設備の利用に係る事業年度の前々事業年度における設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用、調整額及び利益対応税を合算したものに、2-3に規定する貸倒率に1を加算して得た値を乗じて得た額       </td> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">-</td> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">         当該設備の利用に係る事業年度の前々事業年度に適用した年額料金       </td> </tr> </table>	調整額	=	当該設備の利用に係る事業年度の前々事業年度における設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用、調整額及び利益対応税を合算したものに、2-3に規定する貸倒率に1を加算して得た値を乗じて得た額	-	当該設備の利用に係る事業年度の前々事業年度に適用した年額料金
調整額	=	当該設備の利用に係る事業年度の前々事業年度における設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用、調整額及び利益対応税を合算したものに、2-3に規定する貸倒率に1を加算して得た値を乗じて得た額	-	当該設備の利用に係る事業年度の前々事業年度に適用した年額料金		
利益対応税	<p>利益対応税は次の算出式により算定します。</p> $\text{利益対応税} = (\text{自己資本費用} + \text{有利子負債以外の負債の額} \times \text{有利子負債以外の負債の利子相当率}) \times \text{利益対応税率}$ <p>ア 有利子負債以外の負債の額は、次の算出式により算定します。 有利子負債以外の負債の額 = 当該設備のレートベース × 有利子負債以外の負債の比率 イ 当該設備のレートベースについては、他人資本費用に係る欄の算出式によります。 ウ 有利子負債以外の負債の利子相当率、利益対応税率及び有利子負債以外の負債の比率については2-3によります。</p>					
月額料金	<p>当該設備の月額料金は、年額料金の12分の1とします。 年額料金の合計欄イ欄の場合であって、年額料金に変動があったときは、変動があった期日を含む月の翌月から月額料金を変更して適用します。</p>					

## 2-1の2 個別管理対象設備を更改又は利用中止する場合の料金額

第34条の4（光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）第19項、第36条（当社が行う電気通信設備又はソフトウェアの更改）又は第36条の2（協定事業者の申込みによる個別管理対象設備の利用中止等）第1項の規定に基づき、当社又は協定事業者が個別管理対象設備を更改又は利用中止する場合は、それぞれ次の算出式により協定事業者が負担する料金額を算定します。この場合において、貸倒率については、2-3（年額料金の算定に係る比率）によります。

### (1) 当社が個別管理対象設備を除却する場合

#### ア 当該設備が法定耐用年数を経過していない場合

料金額 = (未償却残高 + 撤去工事費) × (1 + 貸倒率)

#### (ア) 未償却残高は、次の算出式により算定します。

未償却残高 = (取得固定資産価額 - 残存価額) × 法定耐用年数残存期間比率  
+ 残存価額

① 取得固定資産価額は、2-1（算出式）に規定する設備管理運営費工(イ)と(オ)の合計とします。

② 法定耐用年数残存期間比率は、次の算出式により算定します。

法定耐用年数残存期間比率 = 法定耐用年数経過までの月数（当該設備が撤去される期日を含む月の翌月から、当該設備の法定耐用年数が経過する期日を含む月までの間の月数をいいます。以下同じとします。） / (法定耐用年数 × 12)

(イ) 撤去工事費は、次の算出式により算定する実費とします。この場合において、料金表第2表（工事費及び手続費）第1（工事費）2（工事費の額）2-4（2-3に適用する作業単金）に規定する作業単金を適用します。

撤去工事費 = 作業単金 × 作業時間

#### イ 当該設備が法定耐用年数を経過している場合

料金額 = (残存価額 + 撤去工事費) × (1 + 貸倒率)

撤去工事費は、上記ア(イ)に規定する算出式により算定する実費とします。

### (2) 当社が個別管理対象設備を転用する場合

料金額 = (未償却残高 + 撤去工事費 - 転用物品価額) × (1 + 貸倒率)

#### ア 未償却残高は、上記(1)ア(ア)に規定する算出式により算定します。

#### イ 撤去工事費は、上記(1)ア(イ)に規定する算出式により算定する実費とします。

#### ウ 転用物品価額は、次の算出式により算定します。

転用物品価額 = (取得固定資産価額 - 当該設備の償却累計額) × 物品費  
/ 取得固定資産価額

この場合において、取得固定資産価額は、2-1に規定する設備管理運営費工(イ)と(オ)の合計とします。

## 2-1の3 複数の協定事業者が現に利用している個別管理対象設備について、一部の協定事業者がその利用を中止する場合の料金額

第36条の2（協定事業者の申込みによる個別管理対象設備の利用中止等）の規定に基づき、複数の協定事業者が現に利用している個別管理対象設備（法定耐用年数を経過していないものに限ります。）について、一部の協定事業者がその利用を中止する場合は、次の算出式により当該設備の利用を中止する協定事業者が負担する料金額を算定します。ただし、全ての協定事業者間に別段の合意があり、当社の承諾を受けた場合はこの限りではありません。

料金額 = 当該設備の利用を中止する協定事業者が負担する当該設備に係る網改造料の利用中止直近の月額料金 × 法定耐用年数経過までの月数

2-2 取得固定資産価額の算定に係る比率

区分		内容	
取付費比率	交換機械設備	0.279	0.329
	電力設備	0.977	0.870
	伝送機械設備	0.162	0.249
	無線機械設備	0.703	0.265
諸掛費比率	土地及び通信用建物	0.113	0.090
	土地及び通信用建物以外	0.002	0.002
共通割掛費比率		0.045	0.094

2-3 年額料金の算定に係る比率

区分			内容		
設備管理運営費比率	(1)	端末回線伝送機能	0.025	0.023	
		端末系交換機能	0.047	0.045	
		中継系交換機能	0.040	0.038	
		中継伝送機能	0.047	0.042	
		通信料対応設備合計	0.047	0.044	
		データ系設備合計	0.109	0.094	
		(2) 除却費を個別に支払う場合 (個別管理対象設備に限ります。)	端末回線伝送機能	0.024	0.022
	端末系交換機能		0.045	0.042	
	中継系交換機能		0.039	0.036	
	中継伝送機能		0.043	0.038	
	通信料対応設備合計		0.044	0.042	
	データ系設備合計		0.107	0.092	
	繰延資産比率			0.0121	0.0120
	投資等比率			0.0036	0.0053
貯蔵品比率			0.0179	0.0140	
他人資本比率			0.255	0.466	
自己資本比率			0.745	0.534	
他人資本利率			0.0032	0.0029	
自己資本利益率			0.0033		
有利子負債以外の負債の比率			0.165	0.166	
有利子負債以外の負債の利子相当率			0.0021		
利益対応税率			0.4235		
貸倒率			0		